

名古屋市告示第394号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 7月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ほんじん調剤薬局	名古屋市中村区鳥居通 2丁目25番地	令和 7年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課